

変更許可申請に係る関係法令

消防法

第三章 危険物

(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)

第十条 (略)

2 (略)

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

(製造所等の設置、変更等)

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 (略)

二 (略)

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事 (二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)

2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣 (以下この章及び次章において「市町村長等」という。) は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

3～7 (略)

危険物の規制に関する政令

第三章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

(移送取扱所の基準)

第十八条の二 移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設に係る同法第十五条第三項第二号の規定に基づく技術上の基準に準じて総務省令で定める。

2 (略)

(基準の特例)

第二十三条 この章の規定は、製造所等について、市町村長等が、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

危険物の規制に関する規則

(移送取扱所の基準)

第二十八条の二の九 令第十八条の二第一項に規定する移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次条から第二十八条の五十一までに定めるとおりとする。

(地上設置)

第二十八条の十六 配管を地上に設置する場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 (略)

二 配管 (移送基地 (ポンプにより危険物を送り出し、又は受け入れを行う場所をいう。以下同じ。) の構内に設置されるものを除く。) は、住宅、学校、病院、鉄道その他の告示で定める施設に対し告示で定める水平距離を有すること。

三～七 (略)

(河川等横断設置)

第二十八条の二十一 河川を横断して配管を設置する場合は、橋に設置しなければならない。ただし、橋に設置することが適当でない場合は、河川の下を横断して埋設することができる。

2～3 (略)

4 河川及び水路を横断して配管を設置する場合は、前三項の規定によるほか、第二十八条の十二 (第二号、第三号及び第七号を除く。) 及び第二十八条の十六 (第一号を除く。) の規定を準用する。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

(施設に対する水平距離等)

第三十二条 則第二十八条の十六第二号 (規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。) の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。

一 鉄道又は道路 (第十三号に掲げる避難道路を除く。) 二十五メートル以上

二～十三 (略)

十四 住宅 (前各号に掲げるもの又は仮設建築物を除く。) 又は前各号に掲げる施設に類する施設であつて多数の者が出入りし、若しくは勤務しているもの 二十五メートル以上